

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めているが、今回の法改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が締結されるようにするため、クレジット会社の責任におけるクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国におかれては、割賦販売法改正に当たって、以下の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を締結しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等によりクレジット契約が締結されることのないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	

議会議案第2号

食の安全を確保する体制の更なる強化を求める意見書

最近、国内における食品の安全性に不安を抱かせるような事件が頻発している。食品加工業者による食肉の偽装事件、消費期限切れの原料を使用した食品の製造、流通過程での産地偽装、賞味期限の改ざん、さらには、昨今国際社会で不安が高まっている中国食品の安全性問題など、憂慮に堪えない状況にある。

国は、平成15年施行の「食品安全基本法」に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を推進しているが、これらの事件は、食品加工業者等のモラルやコンプライアンスに係る問題であり、国民の食の安全・安心への不安は増大している。

食の安全は、国民の健康に直結した問題であり、安全で安心して暮らせる国民生活のためにも、食の安全と信頼の回復を図ることが急務である。

よって、国におかれては、食品安全対策の一層の強化・充実、そして輸入食品の安全管理の強化を図るとともに、地方自治体と緊密に連携するなど、食の安全を確保する体制の更なる強化を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
食品安全担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

中小企業の事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書

中小企業は、地域の雇用を多く維持・創出するとともに、技術・ノウハウの伝承と創造、地域共同体の文化・伝統の保持などにおいて、多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っている。こうした中小企業の育成・支援は、地域経済の活性化ひいては我が国経済の安定的・持続的な成長を実現するために不可欠である。

しかしながら、今後、中小企業経営者の高齢化の進展に伴う事業承継に係る問題が、急速に深刻化してくることが予想されており、石川県においても同様な状況となっている。

地域の中小企業が、事業を承継する際に発生する事業用資産に対する相続税の過度な課税や民法の遺留分制度などの問題により、やむなく事業存続をあきらめることになれば、地域の活力がそがれ、地域経済の衰退を招き、我が国の成長発展をも損ないかねない。

については、中小企業及びその経営者が過度の負担を強いられることなく円滑に事業承継を行えるよう、税制面、法制面、金融面など総合的な事業承継支援策を大胆かつ迅速に実施する必要がある。

よって、国におかれては、以上の観点から下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 事業用資産に係る相続税は5年程度の一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すること。
 - 2 取引相場のない株式については、円滑な事業承継を可能とする評価方法の見直しを行うこと。
 - 3 民法の遺留分制度などについて、事業承継の際に、相続人当事者の合意を前提としつつ、経営権や事業用資産を後継者に集中できるよう制度の改善を図ること。
 - 4 その他、事業承継時における金融面での支援、廃業と開業のマッチング支援等を行うための事業承継関連予算の大幅な拡充など、事業承継円滑化のための総合的な対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第4号

身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書

2006年6月に成立した改正医療法第19条によって、分娩を取り扱う助産所の開設者が嘱託する医師と病院（または診療所）を定める規定が強化された。改正は、分娩時等の異常に対応し、母子の安全を確保することが趣旨である。しかし、現実には、産科医師や地域の産科病院や診療所が不足する中、助産所が嘱託する医師や医療機関を個人で確保することは極めて困難である。問題は、本来機能すべき地域医療体制や周産期医療システムの整備が不十分であるために、妊産婦・新生児の緊急時搬送体制が整っていないことにある。

出産の8割は正常分娩であり、助産師が十分担えることは、日本の母子保健の歴史及び助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージーランド、英国などで証明されている。現在、出産は病院や診療所が主流となっているが、助産所は妊婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行う等、重要な役割を果たしており、身近な地域において、安心して出産できる助産所を失うことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失である。

よって、国におかれては、全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態、及び産科医師、助産師、産科病院・診療所・助産所が不足し、「お産難民」が深刻化している現状に鑑み、以下の事項を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国は、不足している産科医師、地域の産科病院及び診療所について速やかに不足の解消を図るとともに、助産所の確保に最善を尽くすこと。
- 2 参議院厚生労働委員会の附帯決議（2006年6月13日）に基づき、国及び地方自治体が、責任をもって助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。
- 3 国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。
- 4 国は、各都道府県における助産師養成数の増加と、質の高い助産師教育を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第5号

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻である。

いじめの発生件数は、報告されているだけでも小・中・高等学校全体の約2割に当たる2万件を超え（平成17年度）、各地で深刻ないじめが発生し続けている。いじめを苦しめた児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」でも議論され、今年春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの「いじめ対策Q&A」も含めて全国に配付された。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文部科学省の調査（平成17年度）によれば、小学校で0.32%（317人に1人）、中学校では2.75%（36人に1人、1学級に1人の割合）と、学年が上がるにつれて増加する傾向にある。

いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べるのか各地でさまざま試みがなされているが、現場で効果を挙げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきである。

よって、国におかれては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 子どもや親などからのSOSに瞬時に対応し、まず「いじめられている子」を守り、孤独感、疎外感から解放するとともに、その後、学校関係者と、いじめ側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の人間関係、“絆”の回復を図ることを目的とした第三者機関の設置を推進すること。
- 2 NPO法人による不登校のためのフリースクールなどを活用して、地域の中に子どもが安心できる「居場所」を設置し、そこへ通うことを授業出席と認定するとともに、学校へ戻れるような仕組みをつくること。
- 3 教員志望の学生等を家庭や学校に派遣する「メンタルフレンド制度」は、子どものよき話し相手・相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つなど効果を挙げており、同制度を全国で実施するようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
内閣官房長官	

議会議案第6号

「妊娠葛藤相談窓口」の充実・周知と生命尊重教育の
充実を求める意見書

我が国では、2004年の出生数111万人に対して中絶実数は30万件となっている。妊娠した女性の5人に1人は悩み、その悩みの数がストレートに中絶という胎児と女性の「悲劇」に結びついているとも言える。30万件にはおのおの切迫した事情があり、中には経済的事情などで「やむを得なかった」という女性もいたはずである。しかし、残念ながら、そうした女性たちの出産と育児を助ける風潮が我が国にはあまりにも乏しいのが現実である。

日本と同様に深刻な少子化社会に悩んでいたドイツでは、「赤ちゃんポスト」の設置とともに、中絶防止のための公的な「妊娠葛藤相談制度」を導入し、胎児の人間としての生命の尊重、母体の保護に大きな成果を挙げている。

新しい教育基本法の中には、「生命を尊ぶ」という文言が入っており、赤ちゃんポストについての社会的議論も高まっている中、母親の胎内で小さな生命を育みつつある「人間」胎児に対しても、ここが人権の出発点であると考えられる。

よって、国におかれては、「妊娠葛藤相談窓口」のより一層の充実及び周知を図られるとともに、生命尊重教育を優先的に速やかに実践されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

教育改革を求める意見書

平成18年12月15日、新しい教育基本法が第165回国会（臨時会）において成立し、平成18年12月22日に公布、施行された。今後は、その理念が教育現場に生かされることが重要である。

教育水準を高めるために緊急を要する課題は、保護者や地域住民が学校の正確な実情を把握すること、及びすべての教育の基礎となる家庭教育への重点的な支援を推進することである。

既に総理大臣の諮問機関「教育再生会議」は、学校評価のための教育水準保障機関の設置と、家庭教育支援のために「親の学びと子育てを応援する社会」の普及啓発を提言しているが、一日も早いその具体化を願ってやまない。

よって、国におかれては、以上の観点から下記の2点について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 教育水準を高めるために、全国の学校を調査、評価し、情報を公開する国の専門機関を設置すること。
- 2 国にいわゆる「親学」普及本部を設置し、家庭の教育力を高めるため、家庭教育支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会